

令和2年度高知県国民健康保険事業費納付金等算定結果

令和2年度国民健康保険事業費納付金等の算定に用いる国からの「確定係数」を基に、事業費納付金及び標準保険料率を算出しましたので、以下のとおり、公表します。

1 国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率について

(1) 国民健康保険事業費納付金について

県が県全体の給付に要する費用や後期高齢者支援金、介護納付金をまかなうために、市町村が県に納付する納付金（下図の①）のことで、

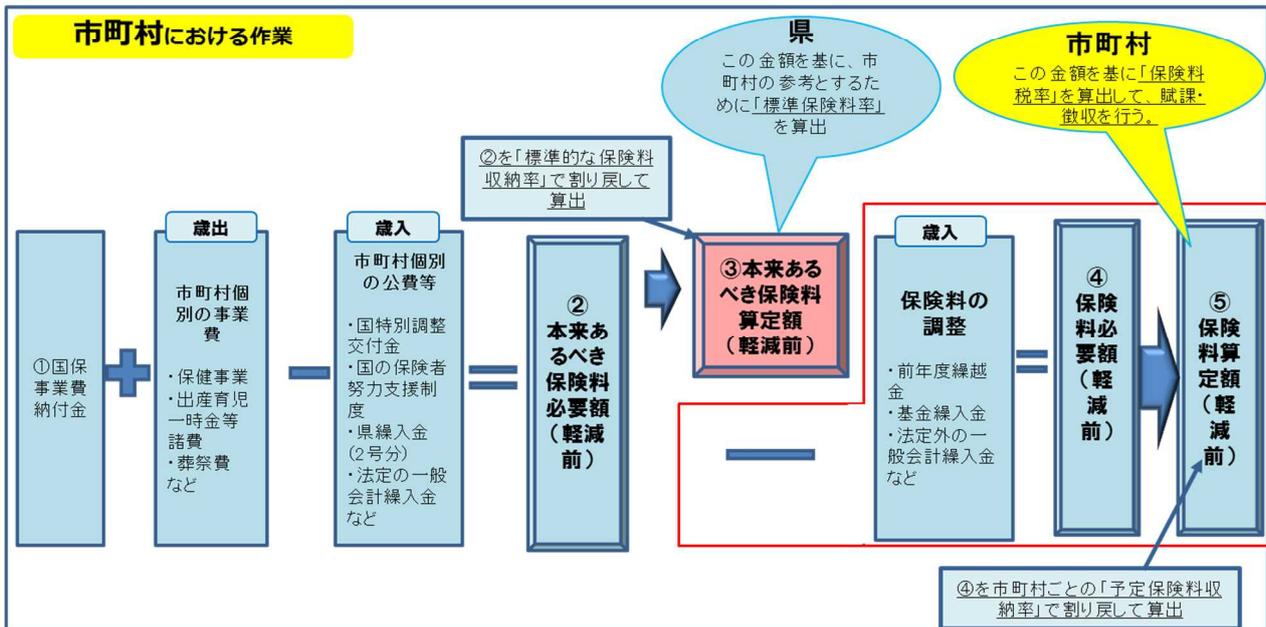
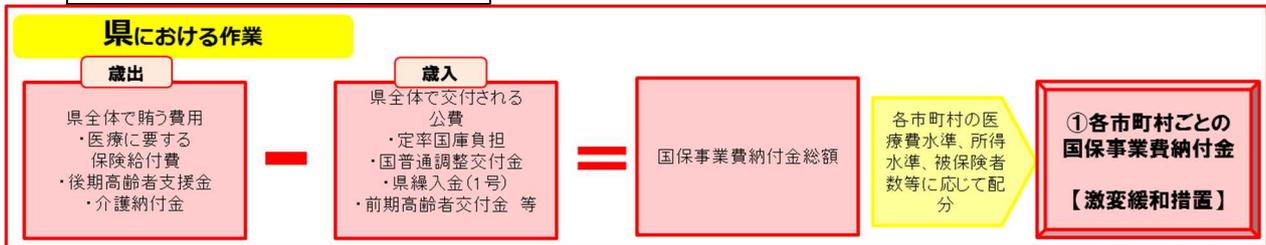
「納付金」は被保険者が市町村に納める「保険料（税）」ではありません。

(2) 標準保険料率について

都道府県標準保険料率は、全国統一の保険料算定ルールにより、都道府県間比較を行うものです。（実際の保険料（税）率とは異なります。）

市町村標準保険料率は、県内統一の算定ルールによる市町村ごとの保険料の標準的な水準です。（実際の保険料（税）率とは異なります。）

図 保険料（税）と納付金の違い



2 納付金及び標準保険料率の算定条件について

(1) 納付金の算定条件について

市町村ごとの納付金額については、国の「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について（ガイドライン）」で基本的な算定方法が示されており、県全体の保険給付費等の推計をもとに、公費等を控除したうえで、県全体の納付金総額を算出し、各市町村の医療費水準や所得水準、被保険者数等によって算定することとされています。その主な算定条件は以下のとおりです。

主な算定条件	内容
医療費指数反映係数（ α ）	医療費水準を納付金の配分に全て反映（ $\alpha = 1$ ）。
所得係数及び応能割と応益割の割合	応能割と応益割の割合の算出は所得係数（ β ）※を使用。 ※所得係数（ β ）＝県平均の1人当たり所得÷全国平均の1人当たり所得
激変緩和措置について	激変緩和措置は、被保険者1人当たりの納付金が制度改革前の納付金相当額と比べ、医療費等の自然増等の割合に1パーセントを加算した割合を超えて増加すると見込まれる場合に行う。
納付金の配分の算定方式	3方式（所得割・均等割・平等割）
所得割と資産割、均等割と平等割の賦課割合	所得割：資産割＝100：0（3方式のため、資産割を用いない。） 均等割：平等割＝70：30
賦課限度額	医療分61万円、後期高齢者支援金分19万円、介護納付金分16万円 ※令和元年度の賦課限度額として、国民健康保険法施行令で定められた額
高額な医療費の共同負担	特別高額医療費（レセプト1件当たり420万円超のうち200万円超部分）の共同負担を行う。

(2) 標準保険料率の算定方式等について

被保険者の方々に保険料負担の見える化を図るため、県が都道府県標準保険料率及び市町村標準保険料率を示すこととされています。

この標準保険料率を算定するために必要な標準的な保険料算定方式等については、以下のとおりです。

主な算定条件	都道府県標準保険料率	市町村標準保険料率
標準的な保険料算定方式	2方式（所得割・均等割）	3方式（所得割・均等割・平等割）

応能割と応益割の割合	<p>応能割と応益割の割合の算出は所得係数（β）※を使用。</p> <p>※所得係数（β）＝県平均の1人当たり所得÷全国平均の1人当たり所得</p>	
所得割と資産割、均等割と平等割の賦課割合	<p>所得割：資産割＝100：0 （2方式のため、資産割を用いない。）</p> <p>均等割：平等割＝100：0 （2方式のため、平等割を用いない。）</p>	<p>所得割：資産割＝100：0 （3方式のため、資産割を用いない。）</p> <p>均等割：平等割＝70：30</p>
賦課限度額	<p>医療分 61 万円、後期高齢者支援金分 19 万円、介護納付金分 16 万円</p> <p>※令和元年度の賦課限度額として、国民健康保険法施行令で定められた額</p>	
標準的な収納率	<p>各市町村の調整後の保険料必要収納額の総和で算定するため、設定がありません。</p>	<p>市町村ごとに、被保険者数の規模に応じて、標準的な収納率を設定しています。</p>

3 国民健康保険事業費納付金の算定結果について

(1) 納付金総額

令和2年度国民健康保険事業費納付金等の算定に用いる国からの「確定係数」を基に、算定した事業費納付金額は下表のとおりです。

令和元年度の国民健康保険事業費納付金と比較すると県全体で3.7%の減少となっています。減少の主な要因は、保険給付費の見込額の減少や前期高齢者交付金の増加等です。

なお、「納付金額」は被保険者が市町村に納める「保険料税額」ではなく、市町村はこの「納付金額」を基に、市町村の保健事業に要する費用や市町村ごとに交付される国費などの収入を加味し、保険料（税）率を定めることとなります。

No.	市町村名	①令和2年度 納付金総額 (一般+退職) (単位:円)	②令和元年度 納付金総額 (一般+退職) (単位:円)	増減率 (①/②)
1	高知市	9,213,949,008	9,535,631,869	▲ 3.4%
2	室戸市	671,077,539	737,274,099	▲ 9.0%
3	安芸市	842,579,997	899,945,855	▲ 6.4%
4	南国市	1,519,298,030	1,556,477,034	▲ 2.4%
5	土佐市	1,044,195,614	1,120,540,215	▲ 6.8%
6	須崎市	823,027,380	898,516,338	▲ 8.4%
7	土佐清水市	559,965,461	630,877,433	▲ 11.2%
8	宿毛市	720,905,523	657,026,332	▲ 9.7%
9	四万十市	1,026,396,549	1,037,342,637	▲ 1.1%
10	香南市	1,152,998,120	1,197,689,899	▲ 3.7%
11	香美市	904,580,523	962,680,418	▲ 6.0%
12	東洋町	97,154,331	104,688,676	▲ 7.2%
13	奈半利町	135,882,438	140,397,532	▲ 3.2%
14	田野町	115,828,260	102,326,208	▲ 13.2%
15	安田町	128,850,532	137,913,834	▲ 6.6%
16	北川村	45,037,871	47,990,900	▲ 6.2%
17	馬路村	21,215,890	27,328,761	▲ 22.4%
18	芸西村	266,363,672	264,349,877	▲ 0.8%
19	大川村	4,791,415	5,247,620	▲ 8.7%
20	土佐町	111,914,189	117,753,703	▲ 5.0%
21	本山町	92,298,596	102,704,083	▲ 10.1%
22	大豊町	126,042,557	134,267,062	▲ 6.1%
23	佐川町	439,662,213	429,049,795	▲ 2.5%
24	越知町	180,880,922	180,855,974	▲ 0.0%
25	中土佐町	254,551,971	231,895,952	▲ 9.8%
26	日高村	159,428,314	163,600,872	▲ 2.6%
27	梶原町	98,781,884	111,340,405	▲ 11.3%
28	大月町	205,621,475	221,168,188	▲ 7.0%
29	三原村	57,783,374	59,588,655	▲ 3.0%
30	いの町	722,321,997	738,183,101	▲ 2.1%
31	津野町	163,642,909	181,593,842	▲ 9.9%
32	仁淀川町	151,334,081	162,802,117	▲ 7.0%
33	四万十町	635,375,165	664,966,928	▲ 4.5%
34	黒潮町	437,060,168	447,572,916	▲ 2.3%
	県計	23,130,797,968	24,011,589,130	▲ 3.7%

4 標準保険料率の算定結果について

(1) 都道府県標準保険料率

・全国統一の保険料算定ルール（所得割、均等割の2方式等）により、都道府県間比較を行うものです。

・都道府県標準保険料率は実際の保険料（税）率を示すものではありません。

区分	所得割率	均等割額
医療分	8.27%	48,274 円
後期高齢者支援金分	2.71%	15,529 円
介護納付金分	2.22%	16,310 円

(2) 市町村標準保険料率

県内統一の保険料算定ルール（所得割、均等割、平等割の3方式等）により市町村間比較を行うものです。

留意事項（重要）

令和2年度の実際の保険料率は、県が示す標準保険料率を参考に、市町村独自の財源の活用や収納率等を踏まえ、各市町村において決定されます。このため、今回の算定結果が実際の保険料（税）率を示すものではありません。

No.	保険者名	医療分			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
		所得割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)
1	高知市	8.91	36,501	25,049	2.79	11,248	7,719	2.34	11,909	5,968
2	室戸市	8.72	35,716	24,511	2.68	10,780	7,398	2.15	10,962	5,493
3	安芸市	8.54	34,986	24,010	2.66	10,693	7,338	2.17	11,037	5,531
4	南国市	8.79	36,007	24,711	2.7	10,885	7,470	2.28	11,596	5,811
5	土佐市	8.22	33,673	23,108	2.62	10,540	7,234	2.08	10,617	5,320
6	須崎市	7.71	31,586	21,676	2.65	10,648	7,307	2.28	11,599	5,812
7	土佐清水市	6.98	28,604	19,630	2.62	10,535	7,230	2.18	11,109	5,567
8	宿毛市	6.00	24,569	16,861	2.67	10,727	7,362	2.20	11,202	5,613
9	四万十市	6.59	26,994	18,525	2.66	10,704	7,346	2.24	11,416	5,721
10	香南市	7.96	32,616	22,383	2.66	10,706	7,347	2.17	11,070	5,547
11	香美市	7.83	32,077	22,013	2.64	10,629	7,294	2.16	11,013	5,519
12	東洋町	7.66	31,393	21,544	2.52	10,148	6,964	1.73	8,813	4,416
13	奈半利町	8.99	36,815	25,265	2.65	10,661	7,316	1.99	10,153	5,087
14	田野町	8.86	36,316	24,922	2.54	10,209	7,006	2.06	10,499	5,261
15	安田町	10.11	41,423	28,427	2.65	10,677	7,328	2.26	11,488	5,757
16	北川村	9.43	38,632	26,511	2.68	10,800	7,411	1.82	9,258	4,639
17	馬路村	7.80	31,964	21,936	2.58	10,369	7,116	2.37	12,060	6,043
18	芸西村	11.28	46,222	31,721	2.74	11,012	7,557	2.31	11,763	5,894
19	大川村	0.55	2,254	1,547	2.3	9,272	6,363	1.87	9,543	4,782
20	土佐町	7.87	32,253	22,134	2.49	10,039	6,889	1.60	8,148	4,083
21	本山町	6.25	25,611	17,576	2.59	10,411	7,145	2.13	10,839	5,431
22	大豊町	9.21	37,740	25,900	2.59	10,430	7,157	1.93	9,833	4,927
23	佐川町	8.38	34,343	23,568	2.62	10,558	7,246	2.29	11,669	5,847
24	越知町	7.38	30,217	20,737	2.61	10,500	7,205	2.21	11,236	5,630
25	中土佐町	8.55	35,025	24,036	2.68	10,772	7,392	2.28	11,623	5,824
26	日高村	6.68	27,383	18,792	2.61	10,496	7,203	2.22	11,285	5,655
27	橋原町	10.39	42,578	29,219	2.68	10,773	7,393	1.75	8,889	4,454
28	大月町	7.82	32,050	21,995	2.53	10,185	6,989	2.25	11,443	5,734
29	三原村	8.60	35,229	24,176	2.61	10,521	7,220	2.18	11,098	5,561
30	いの町	7.89	32,326	22,184	2.69	10,842	7,440	2.28	11,614	5,820
31	津野町	7.19	29,479	20,230	2.62	10,553	7,242	2.24	11,396	5,710
32	仁淀川町	7.06	28,942	19,862	2.42	9,730	6,678	2.22	11,327	5,676
33	四万十町	6.40	26,238	18,006	2.68	10,768	7,389	2.22	11,309	5,667
34	黒潮町	7.83	32,101	22,030	2.64	10,615	7,285	2.24	11,384	5,704

(3) 市町村の算定方式に基づく標準保険料率

市町村の算定方式に基づく標準保険料率は、令和元年12月時点で市町村から指定された算定方法（算定方式や被保険者の所得、賦課割合等）によって算出しています。

留意事項（重要）

市町村指定の算定方式や賦課割合等を使用して算出しているものであり、令和2年度の市町村の実際の保険料算定方式とは異なることがあります。また、実際の保険料（税）率を示すものではありません。

No.	保険者名	医療分				後期高齢者支援金分				介護納付金分			
		所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)
1	高知市	10.34	-	27,767	28,751	3.21	-	8,617	8,923	2.75	-	8,873	6,760
2	室戸市	9.72	-	31,694	27,138	1.60	-	14,665	8,266	2.16	-	10,709	6,001
3	安芸市	8.52	-	33,920	28,416	2.67	-	10,398	8,553	2.16	-	11,457	5,257
4	南国市	9.37	-	28,003	32,835	2.87	-	8,430	10,053	2.35	-	9,336	7,476
5	土佐市	7.96	30.35	24,864	27,561	2.63	10.30	7,460	8,042	2.27	6.85	7,876	5,736
6	須崎市	7.90	30.62	21,060	21,689	3.34	13.71	5,109	5,892	2.22	7.81	7,811	5,783
7	土佐清水市	7.63	24.50	19,689	21,936	3.07	11.53	7,281	6,118	2.86	5.48	7,469	4,548
8	宿毛市	4.43	-	21,076	14,542	1.95	-	9,265	6,393	1.47	-	9,800	4,894
9	四万十市	7.20	-	23,132	16,986	2.71	-	9,709	7,651	2.30	-	10,323	5,617
10	香南市	8.09	-	31,403	22,985	2.65	-	10,387	7,603	2.11	-	10,993	5,600
11	香美市	8.75	-	28,293	19,367	2.98	-	9,445	6,465	2.37	-	9,936	5,055
12	東洋町	8.11	-	28,923	20,049	2.53	-	9,857	5,859	1.22	-	11,342	-
13	奈半利町	8.35	47.46	31,073	25,118	2.42	13.81	9,058	7,322	1.98	-	12,425	-
14	田野町	9.80	-	33,180	25,424	2.70	-	8,640	8,830	2.36	-	12,974	-
15	安田町	10.76	50.09	29,833	29,933	2.72	10.74	9,254	6,647	2.29	-	17,217	-
16	北川村	11.82	31.58	23,863	24,648	3.04	12.44	7,340	6,908	2.68	-	10,309	-
17	馬路村	5.98	43.89	26,388	28,603	1.68	11.34	9,974	11,188	2.52	-	15,228	-
18	芸西村	13.21	-	36,242	33,715	3.19	-	9,062	7,493	2.54	-	9,310	8,899
19	大川村	0.54	-	2,233	1,261	2.25	-	9,250	5,221	1.89	-	9,093	3,270
20	土佐町	6.63	39.99	27,210	21,056	2.08	12.54	8,533	6,603	1.15	10.86	7,593	3,476
21	本山町	6.59	32.86	20,744	15,558	2.79	13.77	7,702	7,171	2.26	7.63	7,414	6,720
22	大豊町	8.07	-	35,712	29,792	2.38	-	10,404	6,959	1.63	-	10,178	4,613
23	佐川町	8.09	-	33,658	24,527	2.48	-	10,582	7,640	2.13	-	11,854	5,650
24	越知町	8.66	34.45	18,515	18,643	2.75	12.50	7,843	7,407	2.38	16.38	9,091	4,803
25	中土佐町	9.85	-	32,046	21,420	3.06	-	9,945	6,648	2.64	-	11,026	5,308
26	日高村	6.66	-	27,069	18,842	2.52	-	10,480	7,664	2.18	-	11,302	5,496
27	橋原町	11.41	-	36,975	24,318	2.92	-	9,425	6,199	1.50	-	8,263	3,633
28	大月町	7.54	30.68	24,873	25,672	2.60	10.32	7,446	8,606	1.81	8.31	9,778	7,772
29	三原村	8.84	23.64	22,459	29,030	2.24	11.06	9,298	6,648	2.29	1.84	5,779	9,012
30	いの町	8.12	-	30,652	21,947	2.76	-	10,630	6,980	2.38	-	10,637	5,907
31	津野町	7.78	-	25,012	22,175	2.92	-	9,028	8,004	2.07	-	10,186	6,808
32	仁淀川町	7.09	-	28,367	18,881	2.36	-	9,705	6,494	2.10	-	11,666	5,603
33	四万十町	8.09	-	17,135	20,852	3.67	-	7,224	7,766	2.68	-	8,703	5,414
34	黒潮町	8.20	30.95	22,640	24,598	2.81	10.58	7,538	8,190	2.29	7.56	8,448	6,600